

兵庫県公報

平成22年4月1日 木曜日 第3号外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

公 告

- 産業集積の推進に関する基本指針の変更（産業政策課） 1

公 告

産業集積の推進に関する基本指針の変更

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）に基づき定めた産業集積の推進に関する基本指針を変更したので、同条例第3条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

産業集積の推進に関する基本指針

第1 総則

1 基本指針制定の趣旨

本指針は、本県が有する優れた産業基盤や地域特性を生かしつつ、県内において新たな経済的環境にふさわしい多様な産業が集積する拠点を形成することにより、本県産業の活性化と新たな雇用の創出を図ることを目的とする「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」（平成14年兵庫県条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、産業集積を推進する基本的方向、拠点地区の設定に関すること、産業集積の目標の設定に関すること及び産業集積を図るための支援に関すること等について指針となるべき事項を定めるものとする。

2 産業集積を推進する基本的方向

全国的に景気が持ち直す中、バブル経済の崩壊や未曾有の震災による経済活動の停滞など長らく低迷してきた兵庫経済も、先端技術を基盤とした製造業の国内回帰など設備投資を中心に回復の兆しが見られる状況にある。

このような中、本県経済の再生を確かな軌道に乗せるためには、付加価値が高く成長性の高い産業の創出・育成を図ることにより本県産業の構造改革を推進するとともに、企業や大学、研究機関等が有機的な連携や競争を通じて21世紀の兵庫を担う新たな事業を生み出していくことが期待される。

県内には、高度にインフラ整備された数多くの産業団地、西播磨地域における国際的な研究開発機関、さらには都心部のオフィスビルの集積のほか、緑豊かな自然や農用地、国際性豊かな社会風土、高度な産業技術の集積等の地域特性を活用して規制の特例措置の適用を受け企業の進出が見込まれる区域など、本県が進める産業構造改革、地域経済の活性化及び雇用の創出に資する成長産業の活動拠点となるポテンシャルを有する地域が多数存在する。

一方、臨海部などの既に産業が集積している地域では、事業所の閉鎖、縮小といった、いわゆる産業の空洞化現象が加速しており、これらの地域においては、企業の新たな事業展開により産業の活力の再生が求められている。

本県では、このような地域において、その地域が有する地理的特性や産業インフラ、生活環境など地域の特色に応じた拠点地区を設定し、産業集積効果による産業構造改革、地域経済の活性化及び雇用の創出を目指すこととし、付加価値が大きく、成長性が高い事業を行う国内外企業の立地を促進していくとともに、臨海部などと比較して企業の立地が少ない地域が存在する現状を踏まえ、県内全域へのバランスのとれた企業の立地を促進していく。

3 拠点地区設定の考え方

本県の多様な地域が持つ地理的・社会的特性に応じて、既に一定の社会・産業基盤が整備され、新たに進出する企業の特性にあった優れた立地条件を有する地区として、「新産業創造拠点地区」、「国際経済拠点地区」、「産業集積促進地区」、「産業活力再生地区」及び「構造改革特別地区」の5種類の拠点地区を設定し、

それぞれの拠点に適した優遇措置を講じることにより、新たな経済環境にふさわしい多様な産業が集積する拠点を形成し、これらの産業を核とした産業間の有機的な連携を通じて、本県産業の活性化を図っていくこととする。

第2 新産業創造拠点地区に関する事項

1 産業集積を推進する基本的方向

新産業創造拠点地区においては、21世紀の兵庫を担う产学集積群（クラスター）の形成を促進するための中核として、地域の産業基盤に応じた研究開発型企業等が集積することにより、有機的な連携や競争を通して、新たな事業を生み出していくことが期待される。

このため、新規成長事業のうち、企業、大学、研究機関等が集積する地域の基盤を生かした高度な技術を活用することが見込まれる事業を新産業創造事業とし、当該事業の集積を図っていくこととする。

2 新産業創造拠点地区の設定に関する事項

(1) 地区の指定要件

新産業創造拠点地区には、地域特性に応じた产学集積群（クラスター）の形成に寄与する産業が集積し、既存産業との有機的な連携により地域産業の活性化が図られることが期待される。このため、新産業創造拠点地区には、企業や大学、研究機関等の産業基盤を有する地域のうち、次の要件を満たす地区を市町長の申出に基づき知事が指定できるものとする。

ア 周辺に技術を基盤とした企業の集積が認められる地区又は大学・研究機関等の技術開発に関する支援機関が存在する地区であること。

イ 产学集積群（クラスター）の形成に向けた構想等がある地区であること。

ウ 周辺の土地利用や産業基盤の状況から、新産業創造事業の集積を図ることが適切と認められるおおむね10ヘクタール以上の土地が存在すること。

(2) 知事指定の特例の場合の指定要件

新産業創造拠点地区の指定に際しては、市町長が知事に対して指定の申出を行うものとするが、市町長からの申出がない場合においても、上記指定要件に該当し、かつ、地域整備の推進又は産業振興を図っていく上で知事が特に必要と認める地区については、知事自らその拠点地区形成計画を定め、指定を行うことができるものとする。ただし、指定に際しては、あらかじめ地元市町長の意見を聴くものとする。

3 産業の集積の目標の設定に関する事項

(1) 目標時期

新産業創造拠点地区における新産業創造事業の集積促進に当たっては、产学集積群（クラスター）の形成を通じ、本県経済の回復を確かな軌道に乗せるという趣旨にかんがみ、新産業創造拠点地区形成の早期達成を目指す。

(2) 新産業創造事業の集積に関する目標

新産業創造事業の集積の促進に当たっては、次の目標を設定する。

ア 新産業創造拠点地区内への産業機能の集積目標

新産業創造拠点地区を含む产学集積群（クラスター）形成のコンセプト等に基づき推進すべき産業機能の集積目標

イ 新産業創造事業の集積目標事業所数

目標時期までに新産業創造拠点地区内に立地が見込まれる分野別の新産業創造事業の集積目標事業所数及び雇用者数（新産業創造拠点地区を含む产学集積群（クラスター）形成に寄与する中核的な施設が存在する場合又は今後建設する場合は、当該中核施設に進出が見込まれる新産業創造事業の集積目標事業所数及び雇用者数）

4 市町長が新産業創造事業の集積目標を設定する際の留意事項

市町長が新産業創造拠点地区の形成計画を作成するに当たって、新産業創造事業の集積目標を設定する際は次の点に留意するとともに、中核的な施設が整備される場合は、その活用可能性についても十分配慮しなければならない。

(1) 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年規則第57号。以下「規則」という。）に規定する新産業創造事業との整合

新産業創造拠点地区内に集積を図る新産業創造事業は、規則第2条第2項に規定する新産業創造事業の全部又は一部の中から、当該拠点地区内に集積を図ることが適當と認められるものを設定すること。

(2) 産学集積群（クラスター）形成への対応

新産業創造拠点地区内に集積を図る新産業創造事業は、各産学集積群（クラスター）の地域特性や産業集積の状況を踏まえた事業であること。

(3) 既存の産業集積の活用

新産業創造拠点地区内に集積を図る新産業創造事業は、既存の産業集積の技術、情報、人材等との効果的な連携が図られる事業であること。

5 産業集積を図るための支援に関する事項

本県経済の回復を確かな軌道に乗せるためには、各産学集積群（クラスター）の地域特性を踏まえながら、医療・福祉、生活文化、情報・通信、新製造技術・新素材、物流等の将来の本県産業を先導していくと考えられる成長産業の集積を戦略的に図っていくことが重要であることから、県及び市町が互いに協調して、進出企業に対する支援策を講じていくことにより、新産業創造拠点地区の形成を促進していく。

(1) 課税の特例措置

県は、条例第7条及び9条の規定に基づき、新産業創造事業用施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

(2) 立地支援

新産業創造拠点地区内に土地の購入又は賃借を行って立地する場合の新エネルギー設備等及び新規雇用者人件費に対する補助金制度（限度額それぞれ3億円）を活用し、企業等の初期投資の軽減を図るものとする。

また、新産業創造拠点地区内で、企業が行う先端技術型事業に係る設備投資に対する補助金制度（補助率3%（但馬地域、丹波地域、淡路地域及びその他人口、産業構造等を勘案し、知事が特に必要と認める地域（以下「促進地域」という。）に所在する新産業創造拠点地区内にあっては、1億円以上10億円以下の設備投資に対する補助率5%）、原則10年均等分割払）により、50億円（促進地域に所在する新産業創造拠点地区内にあっては、1億円）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

加えて、オフィス等に入居する場合の賃料補助制度により、新産業分野に係る企業立地を支援とともに、産学集積群（クラスター）の形成を促進するため、新産業創造拠点地区内で研究開発型企業が行う10億円（促進地域に所在する新産業創造拠点地区内にあっては、5億円）以上の設備投資に対する補助制度（補助率3%）により、研究開発型企業の立地支援を行う。

(3) 資金の融通支援

新産業創造拠点地区に立地する企業等が、これに伴う土地、建物及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資（限度額25億円、知事が特に認めた場合50億円）など必要な資金の融通に係る支援を図るものとする。

(4) 新分野進出及び創業支援

新産業創造拠点地区内への進出を予定している企業や新産業創造拠点地区内の企業が、高度な技術力や独創的なアイディア等を生かして新たな製品・サービスの開発又はその事業化を行うことにより新産業創造事業を行う場合に、次の制度を積極的に活用して支援措置を図るものとするものとする。

ア 新産業創出支援事業

イ ひょうごキャピタル制度

(5) 産学官連携による技術革新支援

集積した企業が大学、県の試験研究機関等との連携による技術革新を促進するための体制整備等を図る。

(6) 人材養成支援

雇用情勢が厳しい中、求人総量が不足している一方で、成長産業分野等においては人材獲得ニーズが高まっているため、産学官の連携により、企業ニーズを的確に反映した人材育成を図っていくものとする。

6 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

新産業創造拠点地区の形成は、県及び市町が互いに協調して、立地企業に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、その実情に即して、新産業創造事業の集積を効果的に推進するため、県が実施する支援策等に準じて、次に掲げる課税の特例等税制及び財政上の支援といった各種の施策を積極的に展開するとともに、県の支援策等に併せた独自の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、新産業創造拠点地区に立地する新産業創造事業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤やまちづくりの視点にも立った優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

(1) 課税の特例措置

新産業創造事業用家屋及びその敷地である土地に対する固定資産税の不均一課税など県の支援策に準じた所要の特例措置を講じるものとする。

(2) 企業進出に対する支援

オフィス等に入居する企業を対象とした賃料補助金等、企業進出に対する支援措置を図るものとする。

7 新産業創造事業として集積を促進する産業分野

下記(1)から(8)に掲げる新規成長事業のうち、企業、大学、研究機関等の地域の基盤を生かした高度な技術を活用することが見込まれる事業を新産業創造事業として集積を促進する。

(1) 医療・福祉に関連する分野

急速な高齢化の進展に伴い、高齢者ニーズに対応した、診療時に患者の体に負担を掛けない高度医療機器や在宅・遠隔医療サービスなど医療産業に対する需要が増加している。

また、福祉分野においても、少子化の進展とも相まって、介護施設における高度な介護技術や在宅介護に対する需要が高まるとともに、高齢者等の自立に対応した福祉用具及び生活空間のバリアフリー化関連産業の成長が見込まれる。

こうした高齢社会の到来に伴う疾病構造の変化、要介護者の急激な増加等に対応するため、高度医療機器開発、バイオ医薬品開発、健康管理支援サービス等医療関連事業及び福祉用具開発、在宅介護サービス等福祉関連事業といった今後成長が期待される医療・福祉に関連する分野を集積させることが望まれる。

(2) 生活文化に関連する分野

消費者ニーズが高度化し、製品やサービスに一層の利便性や快適さの向上が求められている現在、生活者の価値観が効率優先や量的拡大からゆとりと豊さや生活の質の重視へと変化してきている。

こうした消費者意識の変化等に対応するため、優良な住宅建築の促進に資する技術開発事業、スポーツ・レクリエーション施設等の設置及び運営事業並びにデザイン関連事業といった今後成長が期待される豊かで快適な生活に資する分野を集積させることが望まれる。

(3) 環境に関連する分野

大気汚染や水質汚濁といった公害問題のほか、地球温暖化等の地球環境問題や廃棄物問題といった都市型・生活型問題など新たな環境問題が深刻化している。

二酸化炭素等の温暖化ガスの削減目標等を定めた京都議定書を平成14年6月4日に受諾し、これにより日本は2008年から2012年までに1990年のレベルから6パーセント削減する責任を負うことになった。

こうした中で、住民の環境意識の高まりと企業の環境への取組が活発化していることから、公害防止装置開発事業、環境に配慮した原材料の製造技術開発事業、廃棄物等の処理及び再資源化等の促進に資する技術開発事業、水質及び土壤の浄化等に関する技術開発事業並びに都市の緑化促進に資する技術開発事業といった今後発展が期待される環境に関連する事業分野を集積させることが望まれる。

(4) 情報・通信に関連する分野

21世紀の成長産業として期待されている情報・通信関連産業は、技術革新と競争の進展による設備・サービスの価格崩壊等厳しい状況に直面している。

しかしながら、高度な情報・通信技術は、業務の効率化、生産性の向上等を通じてあらゆる産業の基盤的資源となり、教育、医療、文化、芸術など広い範囲への応用が可能であることから、今後国民生活のあらゆる局面においてその浸透が進んでいくと見込まれる。

こうした情報化の進展を踏まえ、情報処理又は電気通信の高度化に資する電子機器・通信機器等の開発事業、新たな情報の創出及び提供サービス事業といった情報・通信に関連する分野を集積させることが望まれる。

(5) 新製造技術・新素材に関連する分野

生産施設の海外移転による本県産業の空洞化に対応するためには、これまでの高度な生産技術やノウハウの蓄積、高いレベルの生産技術者や優秀な熟練工等の人材を活用し、リサイクル対応生産システム、機械と情報システムの融合化、マイクロマシン技術等の新製造技術に関連する分野、さらに地球環境への負荷の小さい素材、情報システム等の進歩を支える高度なセラミック等の新素材に関連する分野を集

積されることが望まれる。

(6) 輸送・物流に関連する分野

輸送・物流関連分野は、道路、空港、港湾等が一体となって、産業活動の基盤を形成する分野であり、成長産業分野の発展をより確実なものとしていくためには、輸送・物流関連分野の高度化が不可欠である。消費者ニーズの多様化・高度化、情報システムの飛躍的な進歩、製販直結、規制緩和等により新たな技術及びサービスが開拓され市場が拡大するものと見込まれており、我が国屈指の交通結節点である本県の優位性を生かし、輸送・物流に関連する分野を集積させることが望まれる。

(7) 國際化に関連する分野

国際貿易港神戸港に加えて、関西国際空港の整備等によって、アジアをはじめ世界に向かた窓がさらに大きくなる中で、国際交流の機会が今後益々増大し、兵庫の国際化は一層進展していくものと予想される。こうした国際化の進展に伴い、国際見本市場施設、国際会議場その他外国との経済あるいは文化交流の促進を図るための施設の設置及び運営事業並びに外国企業等の事業の円滑化に向けた支援事業といった国際化関連市場の発展に伴い成長が期待される国際化に関連する分野を集積させることが望まれる。

(8) その他の分野

上記7分野に掲げる以外の産業分野においても、新たな経済的環境に即応していること等により継続的な成長が見込まれ、本県産業の活性化と新たな雇用の創出に特に寄与する事業については、集積させることが望まれる。

第3 国際経済拠点地区に関する事項

1 産業集積を推進する基本的方向

国際経済拠点地区においては、内外の企業による活発な投資を促進し、優れた技術やサービス、経営ノウハウ等を有する外国企業及び外資系企業を核とした国際的なビジネス交流の拠点を形成していくこととしており、このことにより地域経済に有用な刺激を与え、地域経済の活性化、新規事業の創出等を図っていくこととしている。

このため、新規成長事業のうち、地域経済への波及効果が将来にわたって持続的に期待できる成長分野における外国企業及び外資系企業、それらをサポートする企業及び取引先その他の関連企業等が実施する事業を国際経済交流事業とし、当該事業の集積を図っていくこととする。

2 国際経済拠点地区の設定に関する事項

(1) 地区の指定要件

国際経済拠点地区には、新たに国際経済交流事業が集積するにふさわしい事業環境が整っている必要がある。すなわち、外国企業及び外資系企業が進出するための業務系賃貸建物の存在はもとより、事業展開を支援する、法人向けサービス、生活関連サービス等のいわゆる都市機能が充実した地区で、次のいずれかに該当する地区を市町長の申出に基づき知事が指定できるものとする。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域又は近隣商業地域（以下「商業地域等」という。）が、おおむね30ヘクタール以上連たんしている地区であること。

イ 同法第7条第2項に規定する市街化区域であって、業務系建築物を含む、おおむね10ヘクタール以上の規模での開発計画が見込まれる地区であること。

(2) 知事指定の特例の場合の指定要件

国際経済拠点地区の指定に際しては、市町長が知事に対して指定の申出を行うものとするが、市町長からの申出がない場合においても、上記指定要件に該当し、かつ、地域整備の推進又は産業振興を図っていく上で知事が特に必要と認める地区については、知事自らその拠点地区形成計画を定め、指定を行うことができるものとする。ただし、指定に際しては、あらかじめ地元市町長の意見を聴くものとする。

3 産業の集積の目標の設定に関する事項

(1) 目標時期

国際経済拠点地区における国際経済交流事業の集積促進に当たっては、本県産業の活性化と新たな雇用の創出を迅速かつ確実に進めるという趣旨にかんがみ、国際経済拠点地区形成の早期達成を目指す。

(2) 国際経済交流事業の集積に関する目標

国際経済交流事業の集積の促進に当たっては、次の目標を設定する。

ア 国際経済拠点地区内への産業機能の集積目標

国際経済拠点地区を含む地区の開発計画のコンセプト等に基づき推進すべき産業機能の集積目標

なお、集積を図ろうとする国際経済交流事業の種別（賃貸入居型・建物取得型）を明らかにすること。

イ 国際経済交流事業の集積目標事業所数

目標時期までに国際経済拠点地区内に立地が見込まれる分野別の国際経済交流事業の集積目標事業所数及び雇用者数

4 市町長が国際経済交流事業の集積目標を設定する際の留意事項

市町長が国際経済拠点地区の形成計画を作成するに当たって、国際経済交流事業の集積目標を設定する際は次の点に留意するとともに、中核的な施設が整備される場合は、その活用可能性についても十分配慮しなければならない。

(1) 規則に規定する国際経済交流事業との整合

国際経済拠点地区内に集積を図る国際経済交流事業は、規則第2条第3項に規定する国際経済交流事業の全部又は一部の中から、当該拠点地区内に集積を図ることが適當と認められるものを設定すること。

(2) 経済・社会環境への対応

国際経済拠点地区内に集積を図る国際経済交流事業は、消費者ニーズの多様化、技術革新の進展、国際化の進展など経済・社会環境の変化に適切に対応した事業であること。

(3) 既存の産業集積の活用

国際経済拠点地区内に集積を図る国際経済交流事業は、既存の産業集積の技術、情報、人材等との効果的な連携が図られる事業であること。

5 産業集積を図るための支援に関する事項

外国企業及び外資系企業の持つ優れた技術やサービス、経営ノウハウ等を積極的に導入し、国内外企業による多様な競争、連携を促進していくことにより、新たな産業のほう芽を促し、産業構造改革の促進、産業のグローバル化に対応した地域産業を創造していくことが重要であることから、外国企業及び外資系企業の事業環境が整備されている国際経済拠点地区において、県と市町が協力して、国際経済交流事業を行う外国企業及び外資系企業等の進出初期に係る負担を軽減すること等により、国際経済拠点地区的形成を促進していく。

(1) 課税の特例措置（建物取得型の集積目標を掲げた場合に限る。）

県は、条例第8条及び第9条の規定に基づき、外国企業又は外資系企業が行う国際経済交流事業用施設の用に供する建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

(2) 立地支援

外国企業又は外資系企業等が国際経済拠点地区内に土地を購入若しくは賃借して立地する場合又はオフィスビル等に入居する場合の新エネルギー設備等及び新規雇用者人件費に対する補助金制度（限度額それぞれ3億円）を活用し、企業等の初期投資の軽減を図るものとする。

また、外国企業又は外資系企業等が国際経済拠点地区内で行う、先端技術型事業に係る設備投資に対する補助金制度（補助率3%（促進地域に所在する国際経済拠点地区内にあっては、1億円以上10億円以下の設備投資に対する補助率5%）、原則10年均等分割払）により、50億円（促進地域に所在する国際経済拠点地区内にあっては、1億円）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

(3) 企業等進出に対する支援

外国企業及び外資系企業等の進出初期における支援策として、国際経済拠点地区内のオフィスビル等の入居に要する費用のうち、オフィスビル等の賃料負担の軽減措置を講じるものとする。

(4) 資金の融通支援

国際経済拠点地区に立地する企業等が、これに伴う土地、建物及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資（限度額25億円、知事が特に認めた場合50億円）など必要な資金の融通に係る支援を図るものとする。

(5) 新分野進出及び創業支援

国際経済拠点地区内への進出を予定している企業や国際経済拠点地区内の企業が、高度な技術力や独創的なアイディア等を生かして新たな製品・サービスの開発又はその事業化を行うことにより国際経済交流事業を行う場合に、次の制度を積極的に活用して支援措置を図るものとする。

ア 新産業創出支援事業

イ ひょうごキャピタル制度

(6) 産学官連携による技術革新支援

集積した企業が大学、県の試験研究機関等との連携による技術革新を促進するための体制整備等を図るものとする。

(7) 人材養成支援

雇用情勢が厳しい中、求人総量が不足している一方で、成長産業分野等においては人材獲得ニーズが高まっているため、産学官の連携により、企業ニーズを的確に反映した人材育成を図っていくものとする。

(8) ワンストップサービスの充実強化

財團法人ひょうご産業活性化センターに設置するひょうご・神戸投資サポートセンターを中心とし、関係機関と連携を密にしながら、外国企業及び外資系企業等への情報提供や進出支援、国内企業の海外進出支援などを行う。

(9) ビジネス交流の支援

外国企業及び外資系企業等の円滑な事業展開を支援するため、本県企業等とのビジネスマッチング、起業支援、研究交流活動のサポート等の拡充・強化を行うものとする。

(10) 生活環境の整備

外国人ビジネスマン等の生活関連支援、外国語表記の普及など外国人にとっての親しみのあるまちづくりを推進するものとする。

6 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

国際経済拠点地区の形成は、県及び市町が互いに協調して、立地企業等に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、その実情に即して、国際経済交流事業の集積を効果的に推進するため、県が実施する支援策等に準じて、次に掲げる課税の特例等税制及び財政上の支援といった各種の施策を積極的に展開するとともに、県の支援策等に併せた独自の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、国際経済拠点地区に立地する国際経済交流事業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤やまちづくりの視点にも立った優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

(1) 課税の特例措置

国際経済交流事業用家屋に対する固定資産税の不均一課税又は相当額の財政上の支援策など、県の支援策に準じた所要の特例措置を講じるものとする。(建物取得型に限る。)

(2) 企業等進出に対する支援

外国企業及び外資系企業等を対象としたオフィス賃料補助金等企業進出に対する支援措置を図るものとする。

7 国際経済交流事業として集積を促進する分野

上記第2の7の(1)から(8)に掲げる新規成長事業として集積を促進する産業分野のうち、国際経済交流の促進に寄与する事業を国際経済交流事業として集積を促進する。

第4 産業集積促進地区に関する事項

1 産業集積を推進する基本的方向

産業集積促進地区は、工場適地その他産業基盤施設、市場条件等からみて工業等の立地に適すると認められる地区において、地域産業の高度化を促進し、雇用の創出に寄与する事業の集積を図っていくこととしている。

このため、新規成長事業のうち、今後も持続的な発展が期待できる成長分野における高度な技術を活用する事業及びゆとりのある質の高い県民生活の実現に寄与する事業を特定事業とし、当該事業の集積を図っていくこととする。

2 産業集積促進地区の設定に関する事項

(1) 地区の指定要件

産業集積促進地区には、地域産業の高度化に寄与する産業が集積し、既存産業との有機的な連携により地域産業の活性化が図られることが期待される。このため、産業集積促進地区には、必要な土地の確保が容易であり、かつ、高速輸送に係る施設等の産業基盤の利用が容易である地区のうち、次のいずれかに該当する地区を市町長の申出に基づき知事が指定できるものとする。

ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条に規定する工場立地調査簿に掲げられている工場適地のうち、工業の集積が進みつつある地区又は道路若しくは供給処理施設等産業基盤施設が整備されてい

る地区で、かつ、未分譲面積（企業等に売却されていない土地に限る。）がおおむね1ヘクタール以上であること。

イ 複数の製造業及びこれに関連する事業に係る工場若しくは事業場又は流通施設等の用に供するための敷地並びにこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成された一団の土地で、かつ、未分譲面積（但馬地域及び丹波地域以外の地域にあっては、事業主体が所有する土地に限る。）がおおむね1ヘクタール以上であること。

ウ 都市計画法第8条第1項に規定する工業専用地域で、工場跡地等の低・未利用地が相当数発生しているおおむね1ヘクタール以上の一団の土地であること。

エ 但馬地域又は丹波地域における農村地域工業等導入促進法第5条に規定する農工地区で、おおむね1ヘクタール以上の一団の土地であること。

(2) 知事指定の特例の場合の指定要件

産業集積促進地区の指定に際しては、市町長が知事に対して指定の申出を行うものとするが、市町長からの申出がない場合においても、上記指定要件に該当し、かつ、地域整備の推進又は産業振興を図っていく上で知事が特に必要と認める地区については、知事自らその拠点地区形成計画を定め、指定を行うことができるものとする。ただし、指定に際しては、あらかじめ地元市町長の意見を聴くものとする。

3 産業の集積の目標の設定に関する事項

(1) 目標時期

産業集積促進地区における特定事業の集積促進に当たっては、本県産業の活性化と新たな雇用の創出を迅速かつ確実に進めるという趣旨にかんがみ、産業集積促進地区形成の早期達成を目指す。

(2) 特定事業の集積に関する目標

特定事業の集積の促進に当たっては、次の目標を設定する。

ア 産業集積促進地区内への産業機能の集積目標

産業集積促進地区を含む地区の開発計画のコンセプト等に基づき推進すべき産業機能の集積目標

イ 特定事業の集積目標事業所数

目標時期までに産業集積促進地区内に立地が見込まれる分野別の特定事業の集積目標事業所数及び雇用者数

4 市町長が特定事業の集積目標を設定する際の留意事項

市町長が産業集積促進地区的形成計画を作成するに当たって、特定事業の集積目標を設定する際は次の点に留意するとともに、中核的な施設が整備される場合は、その活用可能性についても十分配慮しなければならない。

(1) 規則に規定する特定事業との整合

産業集積促進地区内に集積を図る特定事業は、規則第2条第4項に規定する特定事業の全部又は一部の中から、当該拠点地区内に集積を図ることが適當と認められるものを設定すること。

(2) 経済・社会環境への対応

産業集積促進地区内に集積を図る特定事業は、消費者ニーズの多様化、技術革新の進展、国際化の進展等経済・社会環境の変化に適切に対応した事業であること。

(3) 既存の産業集積の活用

産業集積促進地区内に集積を図る特定事業は、既存の産業集積の技術、情報、人材等との効果的な連携が図られる事業であること。

5 産業集積を図るための支援に関する事項

少子・高齢化の進展とともに、一層多様化する生活様式や質的豊かさを求める消費性向等経済・社会環境の変化に対応した市場を開拓する新しい産業の創出が求められているとともに、厳しい雇用情勢という深刻な課題に直面していることから、医療・福祉、生活文化、情報・通信、新製造技術・新素材、物流等の将来の本県産業を先導していくと考えられる成長産業が集積し、地域経済活性化や雇用創出の核となる産業集積促進地区的形成を促進していくため、市町における独自施策と県施策とを効果的に活用することにより、産業集積促進地区的形成を促進していく。

(1) 課税の特例措置

県は、条例第7条及び9条の規定に基づき、特定事業用施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

(2) 立地支援

産業集積促進地区内に土地を購入又は賃借を行って立地する場合の新エネルギー設備等及び新規雇用者人件費に対する補助金制度（限度額それぞれ3億円）を活用し、企業等の初期投資の軽減を図るものとする。

また、産業集積促進地区内で、企業が行う先端技術型事業に係る設備投資に対する補助金制度（補助率3%（促進地域に所在する産業集積促進地区内にあっては、1億円以上10億円以下の設備投資に対する補助率5%）、原則10年均等分割払）により、50億円（促進地域に所在する産業集積促進地区内にあっては、1億円）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

加えて、オフィス等に入居する場合の賃料補助制度により、新産業分野に係る企業立地を支援するとともに、促進地域に所在する産業集積促進地区内にあっては、研究開発型企業が行う5億円以上の設備投資に対する補助制度（補助率3%）により、研究開発型企業の立地支援を行う。

(3) 資金の融通支援

産業集積促進地区に立地する企業等が、これに伴う土地、建物及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資（限度額25億円、知事が特に認めた場合50億円）など必要な資金の融通に係る支援を図るものとする。

(4) 新分野進出及び創業支援

産業集積促進地区内への進出を予定している企業や産業集積促進地区内の企業が、高度な技術力や独創的なアイディア等を生かして新たな製品・サービスの開発又はその事業化を行うことにより新規成長事業を行う場合に、次の制度を積極的に活用して支援措置を図るものとする。

ア 新産業創出支援事業

イ ひょうごキャピタル制度

(5) 産学官連携による技術革新支援

集積した企業が大学、県の試験研究機関等との連携による技術革新を促進するための体制整備等を図るものとする。

(6) 人材養成支援

雇用情勢が厳しい中、求人総量が不足している一方で、成長産業分野等においては人材獲得ニーズが高まっているため、産学官の連携により、企業ニーズを的確に反映した人材育成を図っていくものとする。

6 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

産業集積促進地区の形成は、県及び市町が互いに協調して、立地企業に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、その実情に即して、特定事業の集積を効果的に推進するため、県が実施する支援策等に準じて、次に掲げる課税の特例等税制及び財政上の支援といった各種の施策を積極的に展開するとともに、県の支援策等に併せた独自の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、産業集積促進地区に立地する特定事業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤やまちづくりの視点にも立った優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

(1) 課税の特例措置等

特定事業用家屋及びその敷地である土地に対する固定資産税の不均一課税又は相当額の財政上の支援策など、県の支援策に準じた所要の優遇措置を講じるものとする。

(2) 企業進出に対する支援

オフィス等に入居する企業を対象とした賃料補助金等、企業進出に対する支援措置を図るものとする。

7 特定事業として集積を促進する分野

第2の7の(1)から(8)に掲げる新規成長事業として集積を促進する産業分野のうち、高度な技術を活用する事業又はゆとりのある質の高い県民生活の実現に寄与する事業を特定事業として集積を促進する。

第5 産業活力再生地区に関する事項

1 産業集積を推進する基本的方向

国際的な産業再編が進展する中、本県産業の構造転換を促進するためには、既存事業所の新たな事業展開を支援し、地域経済の活性化を図ることが必要である。

産業活力再生地区においては、既に事業所の立地が一定規模以上の地域における産業の活力の再生を促進する事業の集積を図っていくこととしている。

このため、新規成長事業のうち、今後も持続的な発展が期待できる成長分野における高度な技術を活用する事業を産業活力再生事業とし、当該事業の集積を図っていくこととする。

2 産業活力再生地区の設定に関する事項

(1) 地区の指定要件

産業活力再生地区には、地域産業の活力の再生に寄与する産業が集積し、既存産業との有機的な連携により地域産業の活性化が図られることが期待される。このため、産業活力再生地区は、既に事業所の立地が一定規模以上あり、かつ、高速輸送に係る施設等の産業基盤の利用が容易である地区のうち、次の要件を満たす地区を市町長の申出に基づき知事が指定できるものとする。

ア 既存事業所の撤退、事業の縮小等により、いわゆる産業の空洞化等が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる地区であること。

イ 都市計画法第8条第1項に規定する工業専用地域、工業地域及びこれに準ずる地域で、利用可能面積がおおむね0.5ヘクタール以上であること。

ウ 周辺の土地利用や産業基盤の状況から、高度な技術を活用した事業の集積を図ることが適切と認められる地区であること。

(2) 知事指定の特例の場合の指定要件

産業活力再生地区の指定に際しては、市町長が知事に対して指定の申出を行うものとするが、市町長からの申出がない場合においても、上記指定要件に該当し、かつ、地域整備の推進又は産業振興を図っていく上で知事が特に必要と認める地区については、知事自らその拠点地区形成計画を定め、指定を行うことができるものとする。

ただし、指定に際しては、あらかじめ地元市町長の意見を聞くものとする。

3 産業の集積の目標の設定に関する事項

(1) 目標時期

産業活力再生地区における産業活力再生事業の集積促進に当たっては、既存事業所の新たな事業展開により地域経済の活性化を図り、本県産業の活性化と新たな雇用の創出を迅速かつ確実に進めるという趣旨にかんがみ、産業活力再生地区形成の早期達成を目指す。

(2) 産業活力再生事業の集積に関する目標

産業活力再生事業の集積の促進に当たっては、次の目標を設定する。

ア 産業活力再生地区内への産業機能の集積目標

産業活力再生地区を含む地区のまちづくりのコンセプト等に基づき推進すべき産業機能の集積目標

イ 産業活力再生事業の集積目標事業所数

目標時期までに産業活力再生地区内に立地又は新たに事業展開が見込まれる分野別の産業活力再生事業の集積目標事業所数及び雇用者数

4 市町長が産業活力再生事業の集積目標を設定する際の留意事項

市町長が産業活力再生地区的形成計画を作成するに当たって、産業活力再生事業の集積目標を設定する際は次の点に留意するものとする。

(1) 規則に規定する産業活力再生事業との整合

産業活力再生地区内に集積を図る産業活力再生事業は、規則第2条第5項に規定する産業活力再生事業の全部又は一部の中から、当該拠点地区内に集積を図ることが適当と認められるものを設定すること。

(2) 経済・社会環境への対応

産業活力再生地区内に集積を図る産業活力再生事業は、消費者ニーズの多様化、技術革新の進展、国際化の進展等経済・社会環境の変化に適切に対応した事業であること。

(3) 既存の産業集積の活用

産業活力再生地区内に集積を図る産業活力再生事業は、既存の産業集積の技術、情報、人材等との効果的な連携が図られる事業であること。

5 産業集積を図るための支援に関する事項

少子・高齢化の進展とともに、一層多様化する生活様式や質的豊かさを求める消費性向等経済・社会環境の変化に対応した市場を開拓する新しい産業の創出が求められているとともに、厳しい雇用情勢という深刻な課題に直面していることから、医療・福祉、生活文化、情報・通信、新製造技術・新素材、物流等の将来の本県産業を先導していくと考えられる成長産業が集積し、地域経済活性化や雇用創出の核となる産業活力再生地区の形成を促進していくため、市町における独自施策と県施策とを効果的に活用すること

により、産業活力再生地区の形成を促進していく。

(1) 課税の特例措置

県は、条例第7条及び9条の規定に基づき、産業活力再生事業用施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

(2) 立地支援

産業活力再生地区内に土地を購入若しくは賃借を行って立地する場合又は当該地区内の既立地企業等が新たな事業展開を行う場合には、新エネルギー設備等及び新規雇用者人件費に対する補助金制度（限度額それぞれ3億円）を活用し、企業等の初期投資の軽減を図るものとする。

また、産業活力再生地区内で、企業が行う先端技術型事業に係る設備投資に対する補助金制度（補助率3%（促進地域に所在する産業活力再生地区内にあっては、1億円以上10億円以下の設備投資に対する補助率5%）、原則10年均等分割払）により、50億円（促進地域に所在する産業活力再生地区内にあっては、1億円）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

(3) 資金の融通支援

産業活力再生地区に立地する企業等が、これに伴う土地、建物及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資（限度額25億円、知事が特に認めた場合50億円）など必要な資金の融通に係る支援を図るものとする。

(4) 新分野進出及び創業支援

産業活力再生地区内への進出を予定している企業や産業活力再生地区内の企業が、高度な技術力や独創的なアイディア等を生かして新たな製品・サービスの開発又はその事業化を行うことにより新規成長事業を行う場合に、次の制度を積極的に活用して支援措置を図るものとする。

ア 新産業創出支援事業

イ ひょうごキャピタル制度

(5) 产学官連携による技術革新支援

集積した企業が大学、県の試験研究機関等との連携による技術革新を促進するための体制整備等を図るものとする。

(6) 人材養成支援

雇用情勢が厳しい中、求人総量が不足している一方で、成長産業分野等においては人材獲得ニーズが高まっているため、産学官の連携により、企業ニーズを的確に反映した人材育成を図っていくものとする。

6 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

産業活力再生地区的形成は、県及び市町が互いに協調して、立地企業に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、その実情に即して、産業活力再生事業の集積を効果的に推進するため、県が実施する支援策等に準じて、次に掲げる課税の特例等税制及び財政上の支援といった各種の施策を積極的に展開するとともに、県の支援策等に併せた独自の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、産業活力再生地区に立地する産業活力再生事業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤やまちづくりの視点にも立った優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

(1) 課税の特例措置等

産業活力再生事業用家屋及びその敷地である土地に対する固定資産税の不均一課税又は相当額の財政上の支援策など、県の支援策に準じた所要の優遇措置を講じるものとする。

7 産業活力再生事業として集積を促進する分野

第2の7の(1)から(8)に掲げる新規成長事業として集積を促進する産業分野のうち、主として高度な技術を活用する事業を産業活力再生事業として集積を促進する。

第6 構造改革特別地区に関する事項

1 産業集積を推進する基本的方向

構造改革特別区域法に規定する構造改革特別区域において、国による規制改革と県及び市町による優遇措置を講ずることにより、民間活力を最大限に引き出し、当該区域の活性化を推進することとしている。

このため、同法に基づく規制の特例措置の適用を受ける事業をはじめ、構造改革特別区域計画の意義及び目標等に沿った事業を構造改革特別事業として、当該事業の集積を図っていくこととする。

2 構造改革特別地区の設定に関する事項

(1) 地区の指定要件

構造改革特別地区には、構造改革特別区域法による規制の特例措置を活用し、産業の構造改革を推進する事業が集積し、地域経済の活性化が図られることが期待される。

このため、同法に規定する構造改革特別区域のうち、当該区域に係る構造改革特別区域計画（同法第4条第8項の規定により内閣総理大臣が認定したものに限る。）の実現や同計画に関連する事業の集積により、地域経済の活性化が図られると認められる地区を市町長の申出に基づき指定できるものとする。

(2) 知事指定の特例の場合の指定要件

構造改革特別地区の指定に際しては、市町長が知事に対して指定の申出を行うものとするが、市町長からの申出がない場合においても、上記指定要件に該当し、かつ、地域整備の推進又は産業振興を図っていく上で知事が特に必要と認める地区については、知事自らその拠点地区形成計画を定め、指定を行うことができるものとする。ただし、指定に際しては、あらかじめ地元市町長の意見を聴くものとする。

3 産業の集積の目標の設定に関する事項

(1) 目標時期

構造改革特別地区における構造改革特別事業の集積促進に当たっては、本県産業の活性化と新たな雇用の創出を迅速に確実に進めるという趣旨にかんがみ、構造改革特別地区形成の早期達成を目指す。

(2) 構造改革特別事業の集積に関する目標

構造改革特別事業の集積の促進に当たっては、次の目標を設定する。

ア 構造改革特別地区内への産業機能の集積目標

構造改革特別地区を含む地区の開発計画のコンセプト等に基づき推進すべき産業機能の集積目標

イ 構造改革特別事業の集積目標事業所数

目標時期までに構造改革特別地区内に立地が見込まれる分野別の構造改革特別事業の集積目標事業所数及び雇用者数

4 市町長が構造改革特別事業の集積目標を設定する際の留意事項

市町長が構造改革特別地区の形成計画を作成するに当たって、構造改革特別事業の集積目標を設定する際は次の点に留意するとともに、中核的な施設が整備される場合は、その活用可能性についても十分配慮しなければならない。

(1) 規則に規定する構造改革特別事業との整合

構造改革特別地区内に集積を図る構造改革特別事業は、規則第2条第6項に規定する構造改革特別事業の全部又は一部の中から、当該拠点地区内に集積を図ることが適當と認められるものを設定すること。

(2) 構造改革特別区域計画との整合

構造改革特別地区内に集積を図る構造改革特別事業は、認定を受けた構造改革特別区域計画に記載されている区域の範囲や目標、規制の特例措置を受けて実施する事業又はその関連事業等との整合が図られた事業であること。

(3) 経済・社会環境への対応

構造改革特別地区内に集積を図る構造改革特別事業は、消費者ニーズの多様化、技術革新の進展、国際化の進展等経済・社会環境の変化に適切に対応した事業であること。

5 産業集積を図るための支援に関する事項

構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置と併せて、市町における独自施策と県施策とを効果的に活用することにより、構造改革特別区域の活性化を推進する事業が集積する構造改革特別地区の形成を促進していく。

なお、構造改革特別地区については、地区ごとに、その性格や目的等が大きく異なることから、次のような、地区の特性にあった施策を選択して活用するものとする。

(1) 課税の特例措置

県は、条例第7条及び9条の規定に基づき、構造改革特別事業用施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

(2) 立地支援

構造改革特別地区に土地の購入又は賃借を行って立地する場合の新エネルギー設備等及び新規雇用者人件費に対する補助金制度（限度額それぞれ3億円）を活用し、企業等の初期投資の軽減を図るものとする。

また、構造改革特別地区内で、企業が行う先端技術型事業に係る設備投資に対する補助金制度（補助率3%（促進地域に所在する構造改革特別地区内にあっては、1億円以上10億円以下の設備投資に対する補助率5%）、原則10年均等分割払）により、50億円（促進地域に所在する構造改革特別地区内にあっては、1億円）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

(3) 資金の融通支援

構造改革特別地区に立地する企業等が、これに伴う土地、建物、及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資（限度額25億円、知事が特に認めた場合50億円）など必要な資金の融通に係る支援を図るものとする。

(4) 新分野進出及び創業支援

構造改革特別地区内への進出を予定している企業や構造改革特別地区内の企業が、高度な技術力や独創的なアイディア等を生かして新たな製品・サービスの開発又はその事業化を行うことにより新規成長事業を行う場合に、次の制度を積極的に活用して支援措置を図るものとする。

ア 新産業創出支援事業

イ ひょうごキャピタル制度

(5) 産学官連携による技術革新支援

集積した企業が大学、県の試験研究機関等との連携による技術革新を促進するための体制整備等を図るものとする。

(6) 人材養成支援

雇用情勢が厳しい中、求人総量が不足している一方で、成長産業分野等においては人材獲得ニーズが高まっているため、産学官の連携により、企業ニーズを的確に反映した人材育成を図っていくものとする。

6 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

構造改革特別地区の形成は、県及び市町が互いに協調して、立地企業に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、構造改革特別事業の集積を効果的に推進するため、県が実施する支援策等に準じて、次に掲げる課税の特例等税制及び財政上の支援又は企業進出若しくは雇用の創出に対する支援など構造改革特別地区の特性に合った各種の施策を積極的に展開するとともに、県の支援策等に併せた独自の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、構造改革特別地区に立地する構造改革特別事業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤やまちづくりの視点にも立った優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

(1) 課税の特例措置等

構造改革特別事業用家屋及びその敷地である土地に対する固定資産税の不均一課税又はそれぞれの構造改革特別地区の特性に応じた財政上の支援策など、県の支援策に準じた所要の優遇措置を講じるものとする。

7 構造改革特別事業として集積を促進する分野

構造改革特別地区については、規制の特例措置の内容によって、その性格や目的等が大きく異なることから、個々の地区の特性に応じた分野で規則で定める事業を構造改革特別事業として集積を促進する。

第7 その他産業集積の推進に関して重要な事項

1 地域整備に関する計画等との調和

市町長がその形成を図る新産業創造拠点地区、国際経済拠点地区、産業集積促進地区、産業活力再生地区又は構造改革特別地区（以下「各拠点地区」という。）については、本指針に即するとともに、国土総合開発計画、大都市圏整備計画等法律の規定による地域振興に関する計画その他地域整備に関する国及び地方公共団体の計画との調和が保たれたものであること。

2 コンセンサスの形成

各拠点地区に立地する産業が発展を成し遂げるには、それぞれの産業が有機的に連携しつつ成長発展していくことにより、当該拠点地区内の産業集積の機能を強化していくことが重要である。そのためには、単に各拠点地区内の産業を連携させるだけでなく、周辺地区の既存産業が当該拠点地区内に集積する産業と同じ認識の上に立って、自由かつ創造的な事業を展開しながら互いに連携を図ることが必要である。

このため、市町長は各拠点地区の指定の申出に当たっては、地域産業のニーズを十分に踏まえ、幅広い

関係者とのコンセンサスの形成に努めること。

3 国等の施策の積極的活用

拠点地区内の産業集積を効果的に推進するため、県及び市町の施策だけでなく、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）や大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）等に基づく諸施策など、国等の施策の積極的な活用を図ること。

4 景観及び環境への配慮

拠点地区の形成に当たっては、当該地区が世界のモデルとなりうる次世代型の産業集積地区となるよう、優れた景観及び環境の保全並びに形成にも十分に配慮しながら、戦略的な産業集積及び諸事業の推進に努めること。